

第1章 支援に関する基本的な方針

1 基本的な考え方

- 策定の趣旨 ①法成立の経緯 ②県計画策定の趣旨
- 計画の位置づけ：法第8条第1項に基づき策定
- 計画の期間：令和6年度～令和10年度（5年間）
（関連：第5次県DV防止計画、第5次県男女共同参画計画）

2 現状及び課題

(1) 本県における女性支援の現状（抜粋）

①県の支援体制

- ア 女性相談員（女相2、県福祉事務所10、市25 計37名）
- イ 女性相談センター
- ウ 配偶者暴力相談支援センター（根拠：DV防止法3条）
女性相談センター、あいとぴあ及び安曇野市 計3所

②女性相談センター相談件数（電話・面接）、相談内容

H21：2, 258件 →R4：1, 972件（うちDV225件）
R4主訴別：人間関係、夫婦間関係、心身の課題、経済問題 等

③一時保護件数：R4年度15件（うちDV12件）

④女性相談員相談件数（電話・面接）、相談内容

H21：2, 812件 →R4：6, 552件（うちDV1, 434件）
R4主訴別：DV、その他夫婦間関係、子ども・親族関係 等
*相談の8割以上が助言指導に留まる。
*相談者の年齢層（女相への相談含む）
電話：各年代から相談あり、面接：30～40歳代が6割
いずれも18歳、19歳からの相談は1%前後

⑤女性保護施設入所者：R4年度4名（うちDV3名）

⑥一時保護等委託施設：母子生活支援施設、乳児院等16施設

⑦県内の民間団体等：民間シェルターなし

<傾向>

- *女性相談センター及び女性相談員への相談は内容が多様化・複合化。
- *県、市の女性相談員配置が進み、福祉事務所等への相談が増加。
- *一時保護・女性保護件数は減少が続き、主な理由はDV。
- *相談者は30代～40代が多い一方、20歳未満の相談が僅か。

(2) 本県における女性支援をめぐる課題

- 相談窓口、支援等の利用を躊躇又は利用しない女性への相談充実
- 複雑、多様な問題を抱える女性の自立に向けた調整機能の必要性
- 支援業務の特性による一時保護施設及び女性保護施設の制約
- 民間団体等による実施主体が少数

3 基本目標

「人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現」に寄与するため、困難な問題を抱える女性への支援を総合的かつ計画的に推進。

- 周知・相談支援による信頼関係の醸成
- 一時保護機能及び支援の多様化
- 自立支援の推進
- 実施主体の連携強化・掘り起こし

数値目標（検討中）

第2章 支援のための施策内容に関する事項

1 困難な問題を抱える女性への支援の内容

1 周知・相談支援による信頼関係の醸成

- アウトリーチ等による早期の把握
 - 高等教育機関（大学・短大等）向け等、周知啓発の改善
 - 周知内容の充実（予防に関する情報等）、整理
 - 既存相談窓口との連携
- 居場所の提供
 - 情報発信、相談受付等の場づくり
- 相談支援
 - 相談方法の拡充（文字媒体による若年向け相談受付）
 - 女性相談員の対応力向上（カウンセリングスキル研修等）

2 一時保護機能及び支援の多様化

- 一時保護
 - 一時保護委託、緊急避難支援事業（県単）の活用
 - 児童相談所等との連携
- 被害回復・生活支援
 - 各相談窓口（まいさぼ等）、県機関、市町村等との連携による支援
 - 各相談窓口における支援業務の拡充（例：産前・産後母子支援事業）

3 自立支援の推進

- 同伴児童等への支援
 - 学習指導員によるサポート
 - 児童相談所との連携
- 自立支援
 - 生活再建支援（生活困窮・就業支援、公営住宅入居等）
- アフターケア
 - 市町村等と連携した継続的なフォローアップ

4 実施主体の連携強化・掘り起こし

- 民間主体等の掘り起こし
 - 相談、自立支援における民間主体・専門職
 - 各種支援等に参画する民間団体との懇談会開催（令和7年度までを別途）
- 各機関の連携強化
 - 個人情報の取扱い、本人同意の徹底
 - 支援調整会議の開催

第3章 その他施策の実施に関する重要事項

毎年度、『長野県困難な問題を抱える女性への支援に関する調整会議（仮称）』において、実施状況の把握、評価を行う。

第4章 資料編

- 策定経過
- 懇談会要綱・構成員
- 長野県の現状（データ）
- 女性支援事業の概要（フロー）
- 長野県内の相談窓口
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」条文